

## 東大阪市都市計画公聴会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により開催する公聴会（以下「公聴会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 市長は、都市計画の案を作成しようとする場合において、当該都市計画の案が都市計画の名称の変更その他軽易な変更のみに係るものであるとき又は特に必要がないと認めるときを除き、公聴会を開催するものとする。

(開催の公告)

第3条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催日の2週間前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 都市計画の案の内容となるべき事項（以下「都市計画の原案」という。）の概要
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 次条第2項の書面の提出期限
- (4) 公聴会の傍聴の申出期限その他公聴会の傍聴手続

(公述の申出)

第4条 本市に住所を有する者その他都市計画の原案に利害関係を有する者は、公聴会において都市計画の原案に関し意見を述べようとする旨の申出をすることができる。

2 前項の申出は、前条第3号の提出期限までに、氏名及び住所（法人その他の団体にあ

っては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名)、意見の要旨その他市長が必要と認める事項を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を市長に提出することによって行わなければならない。

(公述人の決定等)

第5条 市長は、前条第2項の規定により公述申出書を提出した者(以下「公述申出人」という。)が同条第1項の者に該当すると認めるとき(当該公述申出人が提出した公述申出書に記載された意見の全てが都市計画の原案に関係がないと認めるときを除く。)は、当該公述申出人を公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)として決定するものとする。この場合において、公述申出人のうちに意見の趣旨を同じくする者が複数あるときは、当該公述申出人のうちから選定することにより公述人を決定することができる。

2 市長は、前項の規定により公述申出人を公述人として決定したときはその旨を記載した書面により当該公述人に、公述人として決定しなかったときはその旨及びその理由を記載した書面により当該公述申出人に通知するものとする。

3 市長は、公述人が提出した公述申出書に、当該都市計画の原案に関係のない意見が記載されていると認めるときは、その旨及び当該意見の部分を当該公述人に通知するものとする。

(公述人の指名)

第6条 市長は、公述申出人以外の者を公述人に指名することができる。

2 市長は、前項の規定により公述人を指名したときは、その旨を記載した書面により当該公述人に通知するものとする。

(公述時間)

第7条 公述人が意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)は、1人につき30分以内で市長が定める時間とする。

2 市長は、前項の規定により公述時間を定めたときは、その旨を記載した書面により公述人に通知するものとする。

(公聴会の議長)

第8条 公聴会の議長は、本市職員のうちから市長が指名する。

(意見の陳述等)

第9条 公述人(次条第1項の代理人を含む。以下この条において同じ。)は、公述申出書(第5条第3項の規定による通知を受けた場合にあっては、当該通知に係る意見の部分を除く。次項において同じ。)に準拠して意見を述べなければならない。ただし、第6条第1項の規定により指名された公述人については、この限りでない。

2 議長は、公述人の発言が公述申出書に準拠していないとき、又は公述時間を超過したときは、その発言の禁止を命ずることができる。

3 議長は、公述人が前項の規定による命令に従わないときは、公述人に退場を命ずることができる。

(代理人又は文書による公述)

第10条 公述人は、病気その他やむを得ない事情により、あらかじめ市長の許可を得た

ときは、代理人を通じて意見を述べ、又は文書により意見を提示することができる。

- 2 公述人は、前項の規定により代理人を通じて意見を述べ、又は文書により意見を提示しようとするときは、その旨を記載した書面により市長に申し出なければならない。
- 3 市長は、第1項の許可をしたときは、その旨その他必要な事項を記載した書面により公述人に通知するものとする。

(公述の辞退)

第11条 公述人は、病気その他やむを得ない事情により、公聴会において意見を述べ、又は文書により意見を提示することを辞退するときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、公述人の代理人に準用する。

(傍聴手続)

第12条 公聴会を傍聴できる者(以下「傍聴人」という。)の数は、あらかじめ市長が定める。

- 2 公聴会を傍聴しようとする者は、第3条第4号の申出期限までに書面により市長に申し出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申出をした者(以下「傍聴申出人」という。)を傍聴人として決定するものとする。この場合において、傍聴申出人の数が第1項の規定により市長が定める傍聴人の数を超えるときは、当該傍聴申出人のうちから選定することにより傍聴人を決定することができる。
- 4 市長は、前項の規定により、傍聴申出人を傍聴人として決定したときはその旨その他

必要な事項を記載した書面により当該傍聴人に、傍聴人として決定しなかったときはその旨を記載した書面により当該傍聴申出人に通知するものとする。

(公聴会の延期)

第13条 市長は、災害その他やむを得ない理由により、第3条の規定により公告した日時に公聴会を開催することができないときは、当該公聴会の開催日を延期することができる。

2 市長は、前項の規定により公聴会の開催日を延期しようとするときは、その旨並びに延期後の公聴会の日時及び場所を公述人、代理人及び傍聴人に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により公聴会の開催日を延期しようとするときは、前項の規定による通知のほか、公聴会の開催日の3日前までに当該公聴会を延期する旨並びに延期後の公聴会の日時及び場所を公告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(公聴会の中止)

第14条 市長は、第3条第3号の提出期限までに公述申出書の提出がないときは、公聴会を中止することができる。

2 市長は、前項の規定により公聴会を中止するときは、その旨を公告するものとする。

(発言の制限)

第15条 公聴会において、何人も議長の許可がなければ発言することができない。

(公聴会の秩序維持)

第16条 議長は、公聴会の秩序を保持するため必要があるときは、その秩序を乱し、又

は不穏当な言動をした者に退場を命ずることができる。

(記録の作成)

第17条 議長は、公聴会について次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

(1) 公聴会の日時及び場所

(2) 公述人及び代理人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べた者の氏名及び役職名）

(3) 都市計画の原案の概要

(4) 公述人が述べ、又は文書により提示し、若しくは代理人を通じて述べた意見の全文又は要旨

(公述内容の公表)

第18条 市長は、公聴会において公述人が述べ、又は文書により提示し、若しくは代理人を通じて述べた意見の要旨について公表するものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、公聴会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(東大阪市都市計画法施行細則の一部改正)

2 東大阪市都市計画法施行細則（昭和49年東大阪市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、」に、「に定める」を「その他別に定めがある」に改める。